



事業主の皆様へ

平成29年11月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

日増しに寒さが身にしみるようになりました。今年もいよいよ残りわずかです。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、無期転換ルール、年末調整などについてお知らせいたします。

無期転換ルールについて

「無期転換ルール」を定めた改正労働契約法が平成25年4月1日に施行されてから満5年を迎えようとしています。

厚生労働省は、無期転換が円滑に進むよう労使間であらかじめよく話し合い、就業規則などに規定しておくことを推進しておりました。

無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならない制度です。
(有期契約を繰り返している人の雇止めの不安を解消し安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです)

さて、平成30年4月1日以降から、無期転換権を得た従業員が出来るわけですが、会社として今出来ることは何でしょうか？



まず、自社の有期契約従業員の状況を把握しましょう。

(定年再雇用で嘱託として有期契約に条件変更した従業員も対象になります)



次に、有期契約従業員が無期従業員になった時に、どのように働くかを考えましょう。

(無期従業員イコール正社員ではありません。現在結ばれている労働条件の雇用期間の箇所だけが「有期」→「無期」になります)

正社員の定年について就業規則に記しているのは当たり前になっていますが、無期従業員の定年について想定している就業規則は少数です。

無期従業員という新しい形態の取扱いについて真剣に考えて下さい。

雇用の確保が難しくなっている昨今、無期転換を申し込んだ人を「有期契約従業員」→「正社員」という方法も選択肢のひとつです。その場合は就業規則を改定しましょう。

また、無期転換ルールの特例として高年齢者に対するものが設けられています（この特例は定年前から同じ会社で就業し、定年後、引き続き雇用される有期契約従業員を対象にしています）。具体的には、会社が以下のいずれか1つ以上の措置をとる必要があります。

1. 高年齢者雇用安定法第11条の規定による「高年齢者雇用推進者」の選任
2. 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
3. 作業施設・方法の改善
4. 健康管理・安全衛生の配慮
5. 職域の拡大
6. 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
7. 賃金体系の見直し
8. 勤務時間制度の弾力化



この特例は自動的にされるものではありません。労働局に定められた書類を提出し認可されて初めて効力があります。これからは窓口が混雑し認可するのに時間がかかることが予想されます。早めの手続きをおすすめします。

就業規則の変更、無期転換ルール特例の申請、「有期」→「正社員」・「有期」→「無期」・「無期」→「正社員」を計画的に行うことによる、キャリアアップ助成金の申請などがありますので、リヴル総研にご相談下さい。

キャリアアップ助成金 正社員化コース

《支給額》中小企業の場合

①有期→正社員 1人当たり 57万円（72万円）

②有期→無期 1人当たり 28万5千円（36万円）

③無期→正社員 1人当たり 28万5千円（36万円）

（ ）は労働局の生産性要件を満たした場合の額です

トピックス

「平成28年パートタイム労働者総合実態調査の概況」が公表されました。

パートの方が、今後希望する働き方について調査の結果をみると、「パートで仕事を続けたい」が72%、「正社員になりたい」が18.9%となっています。

また、「正社員になりたい」と「パートで仕事を続けたい」、それぞれ希望している割合を年齢階層別にみると、20代では正社員になりたい割合が4割を超えており、年齢階層が高くなるほどパートを希望する割合が高くなる傾向がありました。

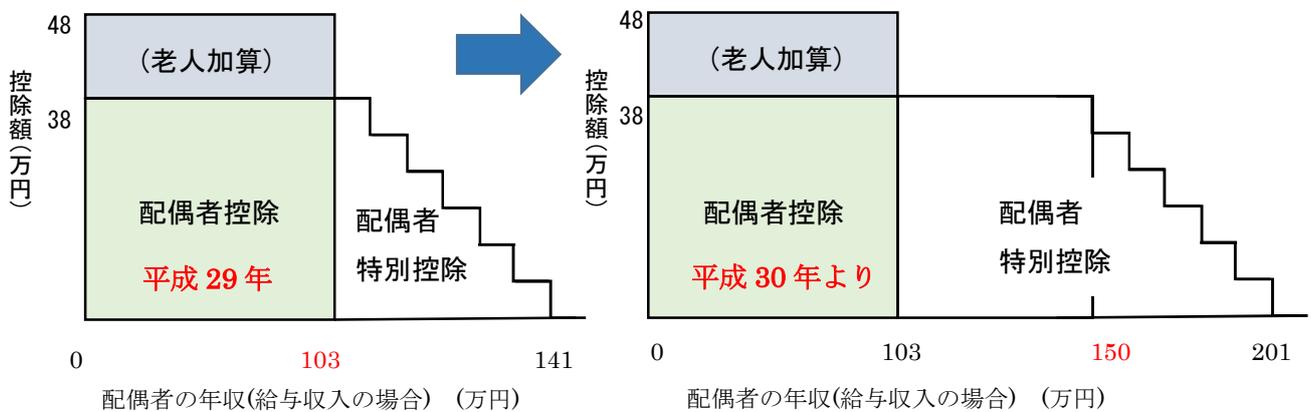
年末調整について

平成30年より配偶者特別控除の取り扱いが変更になります。年末調整のための書類が税務署より届き、従業員の方から質問などがある頃かと思しますので、気になる点をお知らせいたします。

・平成30年の扶養申告書の書き方について質問がありました。

平成30年の扶養申告書では、「控除対象配偶者」→「源泉控除対象配偶者」に変わっています。名称が変わっただけではありません。

今まで年収103万以下の配偶者の名前を記入してもらっていましたが、平成30年より150万円以下の配偶者になります。ただし、本人の所得が900万円以下（給与だけの場合のみ、収入としては1120万円以下）に限ります。



※合計所得金額によって控除額が異なります。また、年金収入など他の所得がある人はご注意ください。合計所得金額が 1000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用をうけることはできません。

・扶養家族を誰の扶養にしていますか？

毎年税務署の方が「扶養者の収入についてしっかりと確認を行って下さい」とおっしゃっています。夫婦でお互いに子どもを扶養にして重複した場合、扶養者の収入を大幅に少なく見積もってしまった場合には年末調整のやりなおしになります。

扶養家族・年少者を誰の扶養につけるかにより損得もありますので家族内でよく相談して下さい。

・年の途中にご家族を亡くされた方はご注意ください。

今まで扶養に出来なかった方の年収が年の途中で亡くなることにより減額し扶養に出来ることがあります。（年の途中で亡くなった方も扶養の対象となります）

・年少者の障害者について、記載の漏れがあります。

手帳のコピーを添付して下さい。

・途中解約した生命保険の証明書も添付し記載して下さい。

途中で解約した場合でも支払った分は保険控除の対象となります。

詳しくはリヴル総研にお問い合わせ下さい。

そろばん供与のお礼

先月の所報で、そろばん供与について記載したところ、自宅にあったそろばんを「役に立てるなら」とお持ち込み頂きました。ありがとうございます。来年の1月末日まで引続き受け付けていますので、よろしくお願ひします。



海を渡り、トンガの子供達の手元でパチパチと珠がはじかれる姿を想像すると、温かい気持ちになります。



今月のお庭の話

11月に入り、肌寒い季節となりましたね。

先月の台風で、花壇のバラは葉もほとんどなくなり、寒そうで残念な気持ちです。

また、会社の周りが落ち葉で溢れていたの、集めるのに苦労しました。

バラのアーチも壊れたりしたので、花壇をどうするか悩みました。

そこで、バラにたっぷり肥料を与えて、新しくバラ苗を4本植えることにしました。

さらに、花壇にチューリップ、水仙など植えたので、春には咲いて欲しいと思います。

お越しいただいたお客様や、歩行者の方に見て頂ける花壇を目指して、頑張っていきます。



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0